

重要事項説明

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 立縫会 (しゃかいふくしほうじん たちぬいかい) |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県日向市美々津町4074番地 |
| (3) 電話番号 | 0982-58-1100 (代表) |
| (4) 代表者名 | 理事長 黒木 宣博 |
| (5) 設立年月日 | 平成6年4月18日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム 立縫の里 |
| (2) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設事業所 宮崎県4570600199号(平成12年1月14日) |
| (3) 事業所の所在地 | 宮崎県日向市美々津町4074番地 |
| (4) 電話番号 | 0982-58-1100 |
| (5) 事業管理者 | 施設長 黒木 教裕 |
| (6) 開設年月日 | 平成7年4月1日 |
| (7) 事業所の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む為のサービスを提供します。この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受け入れることが困難な方が利用することができます。 |

- | | |
|--------------|---|
| (8) 事業所の運営方針 | <p>① 利用者がその有する能力に応じてできる限り自力で日常生活が営まれるよう支援します。そのため、個々の体力や能力に応じた最も適切な介護計画(ケアプラン)を、忠実に実行してします。</p> <p>② 事業所における日課は、できるだけ在宅で過ごされているような雰囲気になるよう努めます。</p> <p>③ 利用者及び家族の意向により看取りを行い、最後までその人らしい人生を送れるよう、関係職員及び家族とともに支援します。</p> <p>④ 介護にあたる職員は、誠実に接する事は勿論、契約者個人にあった介護とそのための技術の向上に努めています。</p> <p>⑤ 利用者が、季節感を味わったり、若かったころの郷愁を感じられるような年間行事を実施したり、ボランティア団体等の協力を得て、歌や踊り等を楽しんでいただくことにも努めています。</p> <p>⑥ 当事業所は、恵まれた自然環境の中にある、閑静とすぐれた眺望はかけがえのない財産と自負しています。「余生を自然と共生しながら豊かに過ごしている」という多くの高齢者の共通理念に添えるものとしています。</p> <p>⑦ 嘱託医師の献身的な協力を得て、治療・予防の徹底が図られています。もちろん、市内の専門医の治療や緊急の場合における医療機関の協力も得られています。</p> <p>⑧ 当事業所は、居室や廊下等の面積も広く、全居室とも庭園に面しており明るさや風通しも良好なつくりとなっています。また、契約者などにも使い勝手の良い設計となっています。</p> |
|--------------|---|

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (9) 営業日及び営業時間 | ① 営業日 : 年中無休 |
| | ② 受付時間 : 9時00分から17時00分 (毎日) |

- (10) 利 用 定 員 事業所の入居者の定員 : 55名
- (11) 入居受け入れ基準 要介護認定(要介護3～5)を受けており、家庭での介護が困難で介護を受けられない方が対象となります。
入所後に要介護度が1・2に変更になった場合は、退所となります。その場合各市町村役場に特例入所申請を行い、認められればそのまま入所できますが認められない場合は在宅等へ退所していただく事になります。
- (12) 持 込 の 制 限 入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
危険物(針や包丁など)、大型家具など
- (13) 面 会 面会時間 : 10時00分から12時00分、13時30分から16時00分
※ 日曜日、夜間帯の来訪時は、必ず正面玄関横のインターホンを押していただき、正面玄関横の通用口からの面会をお願いします。
※ 来訪者は、必ず面会簿に記入し、その都度届け出てください。
※ 来訪される場合は、生もの(刺身・魚寿司・明太子など)の持ち込みは遠慮してください。お菓子等については、賞味期限内に食べれる程度とし、必ず職員にご相談ください。
※ 夏季は食中毒予防に努め、冬季はインフルエンザやノロウイルス等の感染症予防に努めます。日常的な手洗い等をお願いし、冬季に関しては、消毒とマスク着用の徹底を呼びかけます。
- (14) 居室等の概要
当事業所は、以下の居室や設備を準備しています。個室を希望される場合は、その旨申し出てください。但し、契約者の心身等の状況や居室の利用状況により、希望に添えない場合もあります。

居 室 等		主な設備の種類	
個 室(1人部屋)	5 室	食 堂 兼 機能訓練室	牽引滑車運動器 2基
2人部屋(多床室)	5 室		移動平行棒 1基
4人部屋(多床室)	10 室	浴 室	肋木運動器 1基
静 養 室	1 室		一般浴槽 2基
			リフト浴槽 2基
			臥床式特殊浴槽 1基
			個 浴 1基

注1) 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必ず置くことが義務付けられている施設・設備ですから、利用になっても特別料金を負担していただくことはありません。

注2) 契約者から、居室の変更の希望があった場合、居室の空きの状況により施設において、その可否を決めることになります。また、契約者の心身の状況によっては居室を変更することもあります。その際は、契約者又は家族に、理解を求めます。家族が不在の場合は、後日連絡します。

3. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	指定基準	備 考
① 施設長	1 名	1 名	常勤換算とは 1週間における常務職員の所定勤務時間数(40時間)で除した数です。 このことから、当事業所では、職員の配置数は指定基準を厳守しています。
② 介護支援専門員	1 名	1 名	
③ 生活相談員	1 名	1 名	
④ 看護職員	3 名	3 名	
⑤ 介護職員	24名	17名	

⑥ 医師	兼務 1名	兼務 1名
⑦ 栄養士	1 名	1 名

主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
① 医 師	回診（各週火曜日）
② 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 ・早朝 6時30分から 8時30分 3～ 6名 ・日中 8時30分から17時30分 11～14名 ・夜間 17時30分から6時30分 3～ 7名
③ 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員（日中2～3名）
④ 機能訓練指導員	理学療法士（非常勤） 1名 （月3回木曜日もしくは土曜日） 言語療法士（非常勤） 1名 （毎週月曜日・各週金曜日） 作業療法士（常勤） 1名

4. 事業所が提供するサービス

① 食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、おいしく且つ栄養に富んだ料理の提供に心掛けています。身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供にも工夫をしています。特に食材については、毎日購入していますので、新鮮で安心です。また季節に応じたメニュー等もあり、年数回はバイキング（契約者の好みのものを選択する。）も行っています。

食事は、自立支援のため離床して食堂で食事をしていただくことを原則としていますが、体調不良や特に希望があれば、居室でいただくこともできます。また、ご契約者の希望により居室及びグループ介護室でお食事することができます。

食事時間 朝食8時00分 昼食12時00分 夕食17時00分

＊契約者の希望により食事提供の時間変更もできます。

② 服薬管理

当事業所は、看護師が担当責任者となり服薬の管理をします。

③ 入浴

入浴又は清拭は、週2回以上行います。当事業所の入浴設備は、どのような障害のある方でも快適な入浴が楽しめます。もちろん、清潔な環境のもと入浴を実施しています。

④ 排泄

排泄の自立を促進するため、契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行っています。（例：一人ひとりの排泄リズムを把握し、排泄時間にトイレ誘導する等）

⑤ 異性介護について

利用者様の安全と快適な生活を最優先に考え、ご利用者様の身体的、心理的な状態や介護の必要性に応じて、異性の介護・看護職員がオムツ交換や入浴支援等のサービスを行うことがあります。その際には、可能な限りプライバシーに配慮し、利用者様の尊厳を尊重した対応を徹底します。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員により、契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。

⑦ 見守り支援介護ロボットの使用

利用者様の心拍、呼吸、体動、離着床、睡眠の状態などの情報から、自立支援に向けた支援を実施します。

- ・状況を把握し、安心・安全な生活の促進
- ・転倒・転落等によるケガや事故を予防する
- ・対応の優先順位や緊急度の判断、ケアのタイミングを図る
- ・データ履歴の活用により、転倒の牽引把握や防止策の立案に繋げる

⑧ その他自立への支援

寝たきり防止のための離床の促進

- ・1日の生活リズムの確立の為、毎朝の着替えの促進
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容の促進

⑨ 守秘義務

当事業者は、正当な理由なくその業務上知り得た契約者又は家族等の情報は漏らしません。

⑩ 協力医療機関について

嘱託医の日向たかいしクリニックをはじめ、医療法人誠和会和田病院とも医療連携体制の協力関係を結んでいます。緊急時の対応を迅速かつ適切に行うため、受診の有無に関わらず定期的に利用者様の情報を共有していきます。

契 約 書

第1章 総 則

(目的)

第1条 「契約者」と社会福祉法人立縫会及び特別養護老人ホーム立縫の里(以下「事業者」という。)において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次の通り契約(以下「本契約」という。)を提携します。

第2項 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結日から契約者の要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日までとします。

第2項 契約期間満了の2日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがない時は、本契約は更に同じ条件で更新されたものとし、それ以後も同様とします。

(契約者からの契約解除)

第3条 契約者は、以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来るものとします。

- (1) 要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- (2) 契約者が死亡した場合
- (3) 事業者が正当な事由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (4) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (5) 事業者又は他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つける、あるいは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたいような重大な事情を発生させた事が認められた場合、またその恐れがあるとき、事業者が適切な対応をとらない場合

第2項 利用途中に契約解除を申し出た場合は、原則として利用した期間、その他ご利用いただいたサービスの利用料を支払うこととします。契約解除は、3日前までに通知することとする。

(事業所からの契約解除)

第4条 事業者は、以下の事項に該当した場合は、本契約を解除することが出来るものとします。

- (1) 契約者が、本契約締結にその心身の状況及び病状等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果、本契約を継続し難いような重大事情が生じた場合
- (2) サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、相当な期間を定めた催告に関わらず、これが支払われない場合
- (3) 契約者が、連続して3ヶ月以上を超えて病院又は診療所(介護療養型医療施設を含む)に入所すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- (4) 契約者が、介護老人保健施設や他入所施設に入所した場合
- (5) 契約者による暴言暴力など反社会的な行為を行い、他の利用者及び事業者に対して信用を傷つけるあるいは著しい不信行為によって、本契約を継続し難いような事情が生じた場合
- (6) やむを得ない施設設備の故障、火災・地震等の天災による災害で施設が倒壊した場合
- (7) 事業者が、介護保険の指定を取り消された場合、また指定を辞退した場合
- (8) 事業者が、解散命令を受けた場合又は破産した場合

(契約終了に伴う援助)

第5条 本契約が終了し、契約者が退所する場合は、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況及び置かれている環境等を勘案して、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して行うものとします。

- (1) 適切な病院又は診療所、介護老人保険施設等の紹介

- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
 - (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 注1) 契約者が、退所後在宅に戻られた場合は、その際相談援助にかかる費用として400円、また、契約者が利用希望する指定居宅介護支援事業者とともに退所後の在宅サービスの利用についての調整にかかる費用として500円を負担していただきます。(介護保険給付内)

(契約の入院にかかる取り扱い)

第6条 契約者が、病院又は診療所に入院した時、入院期間が3ヶ月以内の場合にあたっては退院後も再度入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院予定日より早く退院した場合で、事業所の受け入れの準備が整っていないときは、併設している短期入所生活介護の居室等を利用していただくことになります。

(居室の明け渡し)

第7条 契約者は、本契約が終了した場合においては、既に実施されたサービスに対する利用料金の支払い及び原状回復の義務の規定、その他の条項に基づく義務を履行した上で居室を明け渡すものとします。

第2項 契約者は、本契約終了日までに居室を明け渡さない場合、又は、前項の義務を履行しない場合は、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業所に支払うものとします。

第3項 契約者は、第5条に定める援助を希望する場合は、援助が完了するまでの間居室を明け渡す義務及び前項の料金の支払う義務を負いません。

第4項 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(介護計画の決定・変更)

第8条 事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

第2項 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及び家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。

第3項 当事業者は、要介護認定期間中に、契約者及び家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合は、契約者及び家族と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

第4項 事業者は、施設サービス計画を変更した場合は、契約者及び家族に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービスの利用料金の支払い)

第9条 契約者は、介護保険給付対象となるサービスに対しては、1割負担額の支払いとなります。その他介護保険給付対象外のもの(食事費や滞在費、日用品・教養娯楽費等)は、実費負担となります。サービスの利用料は以下の通りになります。

第2項 契約者は、利用料金を1ヶ月ごとに計算し、契約者は翌月末までに事業者が指定するいずれかの方法により、支払うものとします。

◎ 介護保険給付対象(1割負担額の表示となります。)

<従来型個室の基本料金>(一日あたりの自己負担額)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 本 料 金	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
日常生活継続支援加算Ⅰ	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
看護体制加算Ⅰロ	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
看護体制加算Ⅱロ	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
認知症専門ケア加算Ⅰ(対象者のみ)	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
夜勤職員配置加算	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
上記加算合計	665 円	735 円	808 円	878 円	947 円
介護職処遇改善加算Ⅰロ	上記加算合計に17.6%を乗じた加算を算定する。				
個人負担合計	782 円	864 円	950 円	1,033 円	1,114 円
[参考] 1ヶ月合計(30日)	23,461 円	25,931 円	28,506 円	30,976 円	33,410 円

<多床室の基本料金>(一日あたりの自己負担額)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 本 料 金	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
日常生活継続支援加算Ⅰ	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
看護体制加算Ⅰ2	4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
看護体制加算Ⅱ2	8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
認知症専門ケア加算Ⅰ(対象者のみ)	3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
夜勤職員配置加算	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
上記加算合計	665 円	735 円	808 円	878 円	947 円
介護職処遇改善加算Ⅰロ	上記加算合計に17.6%を乗じた加算を算定する。				
個人負担合計	782 円	864 円	950 円	1,033 円	1,114 円
[参考] 1ヶ月合計(30日)	23,461 円	25,931 円	28,506 円	30,976 円	33,410 円

<上記以外で必要に応じてかかる料金>(自己負担額)

内 容	料金	算定要件
初期加算(日単位)	30 円	初めて入所した時や、入院が1ヶ月以上続いた場合に30日を上限として算定する。
安全対策体制加算	20 円	入所月のみ算定する。
排せつ支援加算Ⅰ	10 円	月単位で全利用者に算定する。

科学的介護推進加算Ⅱ	50 円	月単位で全利用者に算定する。
外泊算定加算(日単位)	246 円	外泊や入院された場合に月6日を上限として算定する。
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50 円	月単位で全利用者に算定する。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円	月単位で全利用者に算定する。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円	月単位で全利用者に算定する。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円	月単位で全利用者に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円	月単位で全利用者に算定する。
退所時情報提供加算(退所時情報提供加算)	250 円	入院や医療機関等へ退所された場合1回のみ算定
退所時情報提供加算(退所前連携加算)	500 円	退所後、居宅サービスまたは地域医密着型サービスを利用する場合、退所前に利用者本人の希望する指定居宅介護支援事業者の連携時に1回算定する。
看取り介護(31～45日)	72 円	看取り介護加算Ⅱ 医師から医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断があった時に、関係職員が本人又は家族等に対して説明を行い同意を得ること。 個室または静養室にて対応すること。
看取り介護(4～30日)	144 円	
看取り介護(2日または3日)	780 円	
看取り介護(死亡日)	1,580 円	
配置医師緊急時対応加算	650 円	PM18:00～22:00(1回につき650円)
配置医師緊急時対応加算	1,300 円	深夜の場合は(1回につき1300円)
口腔衛生管理体制加算(月単位)	30 円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対して技術助言及び指導を月1回以上行っていること。また、口腔ケア・マネジメントにかかる計画が作成されていること。
若年性認知症受入加算(日単位)	120 円	65歳未満の方が認知症で、利用者の特性やニーズに対してサービスを提供した場合に加算。

注1) 介護保険からの給付額が変更した場合、契約者の負担額も変更します。

注2) 短期入院又は外泊をされた場合、介護保険料は発生しませんが、別途居住管理費として、従来型個室又は多床室の居住管理費を日数分ご負担いただきます。

◎ 介護保険給付対象外のサービス

① 居住費(居室利用料・水道光熱費相当)

<従来型個室>

項 目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円
[参考]1ヶ月(30日)あたり	11,400 円	14,400 円	26,400 円	26,400 円	36,930 円

<多床室>

項 目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
[参考]1ヶ月(30日)あたり	0 円	12,900 円	12,900 円	12,900 円	27,450 円

② 食事費

項 目	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,800 円
[参考]1ヶ月(30日)あたり	9,000 円	11,700 円	19,500 円	40,800 円	54,000 円

注1) 居室と食事の費用は、第1から第3段階は負担限度額認定を受けている方になります。

③ 以下の内容については、預り金契約書に基づき、契約者の希望に応じたサービスを提供します。(利用料金については、重要事項及び預り金参照)

- (1) 病院への通院及び入退院時送迎費・日向市内及び都農町の病院であれば利用料金は無料です。門川町・延岡市・宮崎市へ送迎を行った場合の負担になります。その他は、実費相当額の負担となります。高速道路を利用した場合は実費負担となります。
- (2) 外泊・外出送迎費……………自宅への外泊やご希望のある場所への外出に関して、送迎を行った場合の負担になります。
- (3) おやつ代……………朝食時(牛乳、ヤクルト、コーヒー)、10時の水分補給時に嗜好にあった飲み物、15時のおやつについて負担していただきます。
*経管栄養利用者は対象外となります。
- (4) 理髪・美容……………月に1回～2回理容師が施設に出張して理髪のサービス(調髪)を行います。
- (5) 買物代行代……………利用者様から買い物(お菓子、身の周りの物等)の代行を行った場合の負担になります。
- (6) 入院中の洗濯サービス……………病気・怪我等で入院中の契約者の衣類の洗濯は、原則として入院先の病院等で契約者の負担で行うこととなりますが、もし入院先で洗濯のサービスができない場合は、当事業所が代行することができます。この場合、洗濯料は無料ですが、洗濯物の授受のための代行費が必要です。(この場合、日向市内に限らせていただきます。)
- (7) 冷蔵庫・テレビの管理費等……………冷蔵庫(ポータブル)やテレビ(19インチまで)については、基本的に契約者の持ち込みとさせていただきます。但し、事業所のテレビを使用する方は、別途使用料金が発生します。尚、貸し出しには台数に制限がありますのでご了承ください。
- (8) 貴重品費の管理……………契約者の希望により、貴重品管理(通帳管理を含む)のサービスを利用できます。
管理責任者: 施設長 黒木 教裕
- (9) 特別な食事(酒や栄養補助食品等)・施設での食事以外で、契約者が希望する食品や飲み物に関しては個人購入とします。
常時食事摂取困難な場合は、栄養補助食品(高カロリーゼリー、OS-1等)を併せて使用させていただきます。契約者が希望する健康食品等がある場合は、別料金が発生します。
- (10) クラブ活動……………当事業所は、契約者の希望により、趣味活動や生きがいづくり活動ができるように計画を立てますが、それににかかる材料費等は、契約者の負担とさせていただきます。

- (11) 日常生活品の購入等…………… 契約者の個別的に使用する日常品に関しては実費負担となりますが、その他の日常生活上必要な物品は、事業所で準備していますので、契約者に負担していただくことはありません。なお、おむつ代は、介護保険の給付対象となっていますので、負担の必要はありません。(別紙参照)
- (12) 複写物…………… 契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は対応します。これに関しては、コピー1枚につき10円とさせていただきます。
- (13) 福祉用具の購入…………… 介護上及び生活上において必要不可欠であるが、個別性の高い器具備品については、契約者及び家族等と相談した上で個人負担をお願いすることがあります。
[特殊な車椅子・個人のビーズマット
エアマット・特殊な介護用品など]

※ 小口現金の取り扱いについて

当事業所は、入所時に小口現金1万円預かります。これは、契約者が園内買物やその他必要な物品を購入する際に使用します。使用した分だけ請求し、入金があり次第、領収明細書と領収書を発行します。

注1) 本契約が終了次第(退所手続き時)、契約者又は家族に1万円を返金します。

※ 居室の明け渡しについて

契約終了後、契約者又は家族等が居室を明け渡さない場合は、契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間、次の料金を負担していただきます。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円

注1) 契約者が介護認定の結果、自立又は要支援1と認定された場合は4,380円、要支援2と認定された場合は5,450円の負担となります。

◎ 利用料金の支払い方法

利用料金・その他の費用は、サービス終了時(後)に利用期間分の合計額を支払うこととなります。支払い方法は、以下の通りになります。

- ① 金融機関からの自動引落とし(翌月末日)
 - ・ 金融機関、郵便局、農協、漁協等
 - ・ 口座振替の手続きは、職員が代行します。
- ② 指定口座の払い込み
 - ・ 宮崎太陽銀行 財光寺支店 普通預金
 - 口座名義: 社会福祉法人 立縫会 理事長 黒木 宣博
 - 口座番号: No. 1071744

第3章 事業者の義務

(事業者の義務)

- 第10条 事業者は、サービスの提供にあたって、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者の生命・身体・財産の安全確保に努めるものとします。
- 第2項 事業者は、事業所の嘱託医師又は看護職員、その他医療機関により、契約者の心身の状況を確認の上サービスを開始するものとします。
- 第3項 事業者は、契約者に対するサービスについてこれを記録し、契約者若しくはその代理人の求めに応じて、これを閲覧させ又は複写物を交付するものとします。
- 第4項 記録は、契約終了後2年間保管するものとします。
- 第5項 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、看護師の指示のもと速やかに契約者の家族又は主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 第6項 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。

(身体拘束の禁止)

- 第11条 介護保険指定基準における禁止の対象となっている行為は行わないものとします。
- 第2項 但し、切迫性・非代替性・一時性が適応すれば、やむを得ず拘束ができるものとします。必ず、説明と同意を得、書面等に記載することとします。
- 第3項 身体拘束を持続させず、定期的に見直し、身体拘束を解除することに努めます。

(事故発生時の対応)

- 第32条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

- 第12条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た情報を、正当な事由がない限り、第三者に対し、漏洩することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 第2項 事業者は、市役所などの関係機関との連携、診療上必要な場合には医療機関等に対して、情報を提供できるものとします。
- 第3項 事業者は、学会・研究等で契約者のケースを発表する場合は、契約者又は家族等に同意を得て、仮名で使用することを約束します。

(虐待防止について)

- 第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- 第1項 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 第2項 虐待防止のための指針を整備する。
- 第3項 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 第4項 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 第4項 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(相談・苦情の受付)

第14条 事業所は、入居に関する相談・苦情等の受付をします。相談や苦情窓口は、以下の通りになります。

相談・苦情受付窓口並びに責任者…生活相談員 矢野 加奈子

受 付 時 間 … 9時00分 から 17時00分

第2項 行政機関その他苦情受付機関等もあります。

① 日向市介護保険担当課(高齢者あんしん課)

所 在 地 : 宮崎県日向市本町10-5

電話番号 : 0982-52-2111

受付時間 : 8時30分から17時00分

② 宮崎県国民健康保険団体連合会(国保連)

所 在 地 : 宮崎県宮崎市原町231-1

電話番号 : 0985-35-5111

受付時間 : 8時30分から17時00分

③ 社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

所 在 地 : 宮崎県宮崎市原町2-1-1(宮崎県福祉総合センター内)

電話番号 : 0985-22-3145

受付時間 : 8時30分から17時00分

・福祉サービス第三者評価実施状況について

①実施していません。

第4章 契 約 者 の 義 務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第15条 契約者は、事業所の施設・設備及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

第2項 契約者は、サービスの実施及び安全衛生上必要がある時は、事業者が居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

第3項 契約者は、事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損などした場合は、自己の負担により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。

第4項 事業者は、契約者について心身上特別な状況が生じた場合は、居室など共用施設又は施設日の利用方法等について、変更することができるものとします。

(残置物の引取等の義務)

第16条 契約者は、本契約が終了した後、契約者が残置物(高価品を除く。)がある場合に備え、その残置物の引取り人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。残置物引取人引受書にて承諾していただきます。

第2項 事業者は本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。

第3項 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

第4項 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当外残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。但し、その引渡しにかかる費用は、契約者又は残置物引取人の負担とします。

第5項 事業者は、契約者又は残置物引取人を定めない場合は、その残置物を処分できるものとします。その場合の費用については、契約者からの小口現金等事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第5章 損 害 賠 償

(損害賠償責任)

第17条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って自己の責めに帰すべき事由により契約者に生じた障害については賠償するものとします。但し、その事由が契約者の故意又は過失によるものと認められる場合は、双方協議して相当と認められる額に変更することができるものとします。

第2項 事業者は、前項の損害賠償について速やかな履行に努めるものとします。

(損害賠償責任がなされない場合)

事業者は、以下に定めるものの他、自己の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 契約者が、契約締結の際に心身の状況及び病歴等の重要な事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事に起因して損害が生じた場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって契約者に対し、必要な事項に関する情報の聴取及び確認を行うにあたって、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事に起因して損害が生じた場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスに原因としない事由に起因して損害が生じた場合
- (4) 契約者が、事業者の指示又は依頼に反して行った行為に起因して損害が生じた場合

(協議事項)

第18条 本契約に定められない事項について問題が生じた場合は、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 立縫会 (しゃかいふくしほうじん たちぬいかい) |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県日向市美々津町4074番地 |
| (3) 電話番号 | 0982-58-1100 (代表) |
| (4) 代表者名 | 理事長 黒木 宣博 |
| (5) 設立年月日 | 平成6年4月18日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の名称 | 立縫の里 短期入所生活介護(介護予防) |
| (2) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 宮崎県4570600199号(平成12年1月14日)
指定介護予防短期入所生活介護事業所 宮崎県4570600199号(平成18年4月1日) |
| (3) 事業所の所在地 | 宮崎県日向市美々津町4074番地 |
| (4) 電話番号 | 0982-58-1100 |
| (5) 事業管理者 | 施設長 黒木 教裕 |
| (6) 開設年月日 | 平成7年6月1日 |
| (7) 事業所の目的 | 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。 |
| (8) 事業所の運営方針 | ① 契約者がその有する能力に応じてできる限り自力で日常生活が営まれるよう支援します。そのため、個々の体力や能力に応じた最も適切な介護計画(ケアプラン)を、忠実に実行してします。
② 事業所における日課は、できるだけ在宅で過ごされているような雰囲気になるよう努めます。
③ 介護にあたる職員は、誠実に接する事は勿論、契約者個人にあった介護とそのための技術の向上に努めています。
④ 移り行く四季が味わえるよう事業所内の飾り付けをしたり、職員やボランティアによる明るく楽しい歌や踊り等の行事も行っています。
⑤ 豊かな自然と共生するように建てられた施設は、閑静そのものであります。心休まる落ち着いた一日を心ゆくまで過ごすことができます。
⑥ 当事業所は、食堂・トイレ・浴室の面積も広く風通しや明るさ等もよく工夫された設計となっています。
⑦ 体調不良等における診療についても、市内各医療機関の協力をいただいています。 |
| (9) 営業日及び営業時間 | ① 営業日 : 年中無休
② 受付時間 : 9時00分から17時00分(毎日) |
| (10) 利用定員 | 定員 : 15 名 |
| (11) 入居受け入れ基準 | 要介護認定(要支援1・2または要介護1～5)を受けており、家庭での介護が困難で介護を受けられない方が対象となります。 |
| (12) 持込の制限 | 入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。危険物(針や包丁など)、大型家具など |

(13) 面 会

面会時間：9時00分から17時00分

※ 来訪者は、必ず面会簿に記入し、その都度届け出てください。

※ 来訪される場合は、生もの(刺身・魚寿司・明太子など)の持ち込みは遠慮してください。お菓子等については、賞味期限内に食べれる程度とし、必ず職員にご相談ください。

※ 夏季は食中毒予防に努め、冬季はインフルエンザやノロウイルス等の感染症予防に努めます。日常的な手洗い等をお願いし、冬季に関しては、消毒とマスク着用の徹底を呼びかけます。

(14) 居室等の概要

当事業所は、以下の居室や設備を準備しています。個室を希望される場合は、その旨申し出てください。但し、契約者の心身等の状況や居室の利用状況により、希望に添えない場合もあります。

居 室 等		主な設備の種類	
1人部屋(個室)	3 室	食 堂 兼 機能訓練室	牽引滑車運動器 1基 移動平行棒 1基 肋木運動器 1基
2人部屋(多床室)	2 室		
4人部屋(多床室)	2 室	浴 室	一般浴槽 2基 リフト浴槽 2基 臥床式特殊浴槽 2基 個 浴 1基

注1) 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必ず置くことが義務付けられている施設・設備ですから、利用になっても特別料金を負担していただくことはありません。

注2) トイレ・洗面台は各居室にあります。

注3) テレビは、希望により設置することができます。その時は、別途利用料金が必要です。

3. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	指定基準	備 考
① 管理者	兼 務	兼 務	常勤換算とは 1週間における常務職員の所定勤務時間数(40時間)で除した数です。 このことから、当事業所では、職員の配置数は指定基準を厳守しています。
② 介護支援専門員	兼 務	兼 務	
③ 生活相談員	兼 務	兼 務	
④ 看護職員	兼 務	兼 務	
⑤ 介護職員	兼 務	兼 務	
⑥ 機能訓練指導員	兼 務	兼 務	
⑦ 医師	兼 務	兼 務	
⑧ 栄養士	兼 務	兼 務	

主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
① 医 師	回診（第2,4火曜日）
② 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 ・早朝 6時30分から 8時30分 3～ 6名 ・日中 8時30分から17時30分 11～14名 ・夜間 17時30分から6時30分 3～ 7名
③ 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員（日中1～3名）
④ 機能訓練指導員	作業療法士（常勤） 1名 理学療法士（非常勤） 1名（第3,4木 月1回土曜日） 言語聴覚士（非常勤） 1名（毎週月・金曜日）

注1) 上記の職員数は、特別養護老人ホーム職員の人数を合算した人数です。

4. 事業所が提供するサービス

① 食事

当事業所では、栄養士の立てる献立により、おいしく且つ栄養に富んだ料理の提供に心掛けています。身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供にも工夫をしています。特に食材については、毎日購入していますので、新鮮で安心です。また季節に応じたメニュー等もあり、年数回はバイキング（契約者の好みのものを選択する。）も行っています。

食事は、自立支援のため離床して食堂で食事をしていただくことを原則としていますが、体調不良や特に希望があれば、居室でいただくこともできます。また、ご契約者の希望により居室及びラウンジやグループ介護室でお食事することができます。

食事時間 朝食8時00分 昼食12時00分 夕食17時00分

* 契約者の希望により、食事提供の時間変更もできます。

② 服薬管理

当事業所は、看護師が担当責任者となり服薬の管理をします。

③ 入浴

男性（月・土）女性（月・水・木・金）当事業所の入浴設備は、どのような障害のある方でも快適な入浴が楽しめます。もちろん、清潔な環境のもと入浴を実施しています。入浴が出来ない場合には清拭を行います。

④ 排泄

排泄の自立を促進するため、契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行っています。

（例：一人ひとりの排泄リズムを把握し、排泄時間にトイレ誘導する等）

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員により、契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。

⑦ 洗濯サービスについて

基本的に、洗濯物はご自宅をお願いします。但し、1週間以上ご利用になる場合については、ご家族との相談の上、施設で洗濯を行うこともできます。当事業所では、多くの洗濯ものを取り扱っており、乾燥機にかけたりします。必ず衣類が縮む衣類や契約者が大切にしている衣類等は持ってきていただかないようにお願い致します。また、衣類には名前の記入をお願いします。

⑧ 送迎

希望により、当事業所の車で送迎サービスを行います。

⑨ 守秘義務

当事業者は、正当な理由なくその業務上知り得た契約者又は家族等の情報は漏らしません。

⑩ 病院受診等においては家族対応となります。ご希望があれば状況に応じての送迎サポートは行ないますが、付添いに関しては家族の方に必ず来て頂くことになります。

⑪ サービス利用時の緊急時(体調不良・転倒事故)においては、如何なる時間においても家族の方にご連絡を致しますので必ず連絡の取れる体制にしておいて下さい。

5. 利用料金について

◎ 介護保険給付対象(1割負担額の表示となります。)

<従来型個室の基本料金> (一日あたりの自己負担額)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
夜勤職員配置加算			13円	13円	13円	13円	13円
サービス提供体制加Ⅲ	6円	6円	6円	6円	6円	6円	6円
機能訓練体制加算	12円	12円	12円	12円	12円	12円	12円
上記加算合計	457円	567円	622円	691円	764円	834円	903円
介護職員処遇改善 加算Ⅰロ	上記加算合計と生産性向上推進体制加算Ⅰの合計に17.6%を乗じた加算を算定する。						
生産性向上推進体制加算Ⅰ	一月 100円を算定する。						
個人負担合計	652円	781円	846円	927円	1013円	1095円	1176円

<多床室の基本料金> (一日あたりの自己負担額)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
夜勤職員配置加算			13円	13円	13円	13円	13円
サービス提供体制加Ⅲ	6円	6円	6円	6円	6円	6円	6円
機能訓練体制加算	12円	12円	12円	12円	12円	12円	12円
上記加算合計	457円	567円	622円	691円	764円	834円	903円
介護職員処遇改善 加算Ⅰロ	上記加算合計と生産性向上推進体制加算Ⅰの合計に17.6%を乗じた加算を算定する。						
生産性向上推進体制加算Ⅰ	一月 100円を算定する。						
個人負担合計	652円	781円	846円	927円	1013円	1095円	1176円

注1) 介護職員処遇改善加算Ⅰロについて

厚生労働省が定める算定要件を満たすことで、基本料金に17.6%加算できます。尚、この加算は、介護保険の区分支給限度基準額の算定から除外されます。

注2) 上記の個人負担額は、1回あたりの金額なので、回数が多くなれば、介護職員処遇改善加算の負担が多くなります。

注3) 介護保険からの給付額が変更した場合、契約者の負担額も変更します。

<送迎費> (一回あたりの自己負担額)

片道：184円 (介護職員処遇改善加算Ⅰロ算定対象)

<若年性認知症受入加算>

1 日 : 120円 (介護職処遇改善加算Ⅰロ算定対象)

注) 65歳未満の方が認知症で、利用者の特性やニーズに対してサービスを提供した場合に加算。

◎ 介護保険給付対象外のサービス

① 居住費(居室利用料・水道光熱費相当)

<従来型個室>

項 目	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1日あたり	380 円	480 円	880 円	1,231 円

<多床室>

項 目	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1日あたり	0 円	430 円	430 円	915 円

② 食事費

項 目	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
1日あたり	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,800 円

注1) 食事費の内訳(朝食:495円 昼食:665円 夕食:640円)

注2) 上記の内訳は、第4段階のみの対象となる。

※ 利用した分だけ料金が発生するサービス

① おやつ代……………

朝食時(牛乳、ヤクルト、コーヒー)、10時の水分補給時の嗜好にあった飲み物、15時のおやつについて負担していただきます。

利用料金: 1日あたり 60円

② 理髪・美容……………

施設に理容師が出張で来た日にご希望がある場合に限りご利用できます。

利用料金: 1回あたり 1,300円

③ 移送代……………

契約者が利用期間中に、病院受診等の受診(緊急且つ危険な身体の状態を除く。)が必要となった場合の費用です。(原則は、家族での対応となります。)また、実施地域に限り対応します。

利用料金: 片道 1回 600円

④ テレビの使用料……………

当事業所では、19インチ型のテレビを用意していますが、台数に限りがあります。ご自宅からの持ち込みも可能ですが、使用料金は一律とさせていただきます。尚、使用料の最上限は、1,500円とさせていただきます、それ以上の金額は請求しません。

利用料金: 1日あたり 50円
使用料最上限 1,500円

※ 実費相当額にてご利用いただけるサービス

① 特別な食事(酒や栄養補助食品等)……………

契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。また、常時食事摂取困難な場合は、栄養補助食品を併せて使用させていただきます。その時は、必ず契約者に確認して負担させていただきます。

- ② クラブ活動……………当事業所は、契約者の希望により、趣味活動や生きがいづくり活動ができるように計画を立てますが、それにかかる材料費等は、契約者の負担とさせていただきます。
- ③ 日常生活品の購入等……………契約者の日常生活上必要な物品は、事業所で準備していますので、契約者に負担していただくことはありませんが、特別な物品を希望される時は、契約者の負担となります。なお、おむつ代は、介護保険の給付対象となっていますので、負担の必要はありません。(契約者のみを使用する用品については自己負担とさせていただきます。)
- ④ 複写物……………契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は対応します。これに関しては、無料とさせていただきます。

6. 利用中止・変更・追加等

利用の中止や変更・追加は、サービス実施の前日までに申出てください。

当日になって利用中止の申出をされた場合は、取消料として基本料金の50%の額を支払うことになります。

7. サービスの利用方法

当事業所は、重要事項及び契約の内容を説明し、契約後にサービスの提供を開始します。

8. サービスの終了

① 契約者の都合でサービスを中止する場合

契約者は、契約終了予定日の2日前までに事業者へ通知し終了することができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所が倒壊あるいは設備の故障などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合は、事前に通知します。

③ 自動終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 契約者が要介護区分において、自立と認定された場合
- ・ 契約者が死亡した場合 等

9. 苦情や相談等の受付

当事業所は、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービス等に関する要望、苦情等に対して迅速に対応します。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

重要事項説明

令和7年 4月1日 改正

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 立縫会 (しゃかいふくしほうじん たちぬいかい)
(2) 法人所在地 宮崎県日向市美々津町4074番地
(3) 電話番号 0982-58-1100 (代表)
(4) 代表者名 理事長 黒木 宣博
(5) 設立年月日 平成6年4月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 グループホーム静妙庵
(2) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護
(3) 事業所の所在地 宮崎県日向市美々津町4083番地
(4) 電話番号 0982-58-0800
(5) 事業管理者 管理者 直野 小織
(6) 開設年月日 平成24年5月1日
(7) 事業所の目的 認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法令に従い、利用者の意思及び
(8) 事業所の運営方針 ① 利用者が自立した日常生活及び社会生活が営まれるよう支援します。そのた
② 事業所における日課は、できるだけ在宅で過ごされているような雰囲気になる
③ 介護にあたる職員は、誠実に接することは勿論、利用者個人にあった介護と
④ 共同生活において、利用者が季節感を味わったり、若かったころの郷愁を感じ
⑤ 当事業所は、地域住民との交流の下、恵まれた自然環境の中に位置し、一
⑥ 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図
(9) 営業日及び営業時間 ① 営業日：年中無休
② 受付時間：8時30分から17時30分 (毎日)
(10) 利用定員 事業所の入居者の定員：18名
内訳 静けき邸【ユニット1】：9名 妙なり邸【ユニット2】：9名
(11) 入居受け入れ基準 ①認知症の診断を受けている方
(12) 持込の制限 入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
(13) 面会 面会時間：10時00分から17時00分 (面会時間は15分以内)
※ 来訪者は、必ず面会簿に記入し、その都度届け出てください。
※ 来訪される場合は、生もの(刺身・魚寿司・明太子など)の持ち込みは遠慮し
※ 夏季は食中毒予防に努め、冬季はインフルエンザやノロウイルス等の感染症
※ 感染症拡大予防の観点から、窓越しでの面会となる場合があります。

(14) 居室等の概要

当事業所は、以下の居室や設備を準備しています。全室個室対応ですが、利用者の心身等の状況や居

居 室 等		主な設備の種類	
個 室	静けき邸 9室	相談室	1室
	妙なり邸 9室	多目的室	1室
台 所・食 堂	静けき邸 各1室	浴 室	一般浴槽 1基
	妙なり邸 各1室		個 浴 1基

注) 利用者から、居室の変更の希望があった場合、居室の空きの状況により施設において、その可否を決める

3. 職員の配置状況

職 種	人数	常勤		非常勤		標準的な有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
① 管理者	1		1			介護福祉士、介護支援専門員、 看護職員、栄養士、調理員、介 護職員初任者研修終了、社会福
② 介護支援専門員	1		1			
③ 介護職員	18	12		6		

主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制		
① 管理者	8時30分から17時30分 (週40時間勤務)・状況に応じて夜勤を含む		
② 介護職員 (介護支援専門員含む)	早番勤務	8時00分 から 17時00分	2名
	日勤勤務	9時00分 から 18時00分	2名
	遅番勤務	10時00分 から 10時00分	2名
	夜勤勤務(常勤)	17時00分 から 翌 9時00分	2名
	夜勤勤務(夜勤専門)	19時00分 から 翌 8時00分	2名

4. サービス内容

- ① 食事
食事は、朝食・昼食・夕食を提供します。食事は職員と利用者が一緒に料理を作ったり配膳などをしたりして、ま
- ② 服薬管理
管理者が責任者となり服薬の管理をします。
- ③ 入浴
入浴又は清拭は、週3回以上行います。当事業所の入浴設備は、2種類用意し個々に応じた対応をして、快適
- ④ 排泄
排泄の自立を促進するため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。
- ⑥ 自立支援
利用者の心身状況や生活環境をしっかりと理解し、できることに着目したケアプランを作成し実施します。ケアプ
- ⑦ 健康管理
看護職員の協力のもと、日常的な健康管理及び医療機関との連携を図ります。また、特別養護老人ホーム 立
- ⑧ 守秘義務
当事業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族等の情報は漏らしません。
- ⑨ 異性介護について
利用者様の安全と快適な生活を最優先に考え、ご利用者様の身体的、心理的な状態や介護の必要性に応じ
- ⑩ 地域密着型運営推進会議
利用者や利用者家族の代表、市の職員、地域・老人クラブ等の地域住民の代表者及び職員が概ね2ヶ月に1回
- ⑪ 入院時の洗濯物の取り扱いについて
利用者が、何らかの事由により入院した場合の入院期間中の洗濯物については、利用者代理人が行うものとし

5. 利用料金について

◎ 介護保険給付対象(1割負担額の表示となります。)

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
サービス提供体制加算Ⅲ	各要介護度の基本料金に 6 単位付加					
介護職員処遇改善加算Ⅱ 新加算	所定単位×17.8%を乗じた単位数					
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日					
口腔衛生管理体制加算Ⅰ	30単位/月					
科学的介護推進加算	40円/月					
医療連携体制加算	37単位/月(要支援2以外)					
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	100単位/月(要支援2以外)					
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月					
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月					
退所時情報提供加算	250単位/回(該当月)					
新興感染症等施設療養費	240単位/日(該当月)					
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日(対象者のみ)					
栄養管理体制加算	30単位/月					

- 注1) 介護保険からの給付額が変更した場合、利用者の負担額も変更します。
- 注2) 初期加算・・・1日につき30単位(30日間)が新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再入居となった場合
- 注3) サービス提供加算、介護職員処遇改善加算については、職員体制や利用者状況により負担額が変
- 注4) 退去時相談援助加算・・・利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居し、その居宅(自宅)において居宅
- 注5) その他の加算について・・・介護保険報酬改定や算定要件に伴い、個々によって加算状況に変更が

◎ 介護保険給付対象外のサービス

※ 日ごと・月ごとに決められた金額

項 目	食材費	家 賃	光熱水費	預り金管理費
1日あたり	1,450 円	750 円	110 円	
1ヶ月(30日)あたり	43,500 円	22,500 円	3,300 円	1,000 円

- 注1) 利用者が、短期入院又は外泊をされた場合、契約者の居室を確保する費用として1日750円(家賃代
- 注2) 一時外泊をするときは、事業者の同意を得た上で外泊できるものとします。この場合、利用者及び利
- 注3) 光熱水費に関しては、共同で使用する電気・ガス・水道費を意味しています。
- 注4) 預り金管理費は、小口現金、印鑑や介護保険証・健康保険証等を管理するための費用

※ 利用した分だけ料金が発生するサービス

- ① 貴重品管理
貴重品管理(介護保険被保険者証・印鑑)の預かりをさせていただきます。
*印鑑につきましては、諸手続き等に必要となりますので、必ず預けるようにして下さい。
管理責任者……………管理者 直 野 小 織 貴重品管理手数料……………1ヶ月 1,000円
- ② 居室代
利用者が医療機関等に入院した場合や外泊された場合であっても居室代をいただきます。
- ③ 送迎費
利用者が利用期間中に医療機関等を受診(緊急且つ危険な身体の状態を除く。)する場合に当施設が送

④ 小口現金の取扱いについて

当事業所は、入所時に小口現金1万円預かります。これは、契約者が買い物やその他に必要な物品を購
*ただし、本契約が終了次第、契約者又はご家族に1万円を返金します。

⑤ 離床センサーマット、歩行器等のレンタル

当事業所は、ベッドからの転倒や転落のリスクが高い利用者に離床センサーマット等のレンタルを行って
います。

センサーマット・1ヶ月 無料 歩行器・1ヶ月 無料

※ 実費相当額にてご利用いただけるサービス

- ① 各個人の居室で使用する電気代…………… 各居室ごとに電気メーターを取り付けております。そのメーター
- ② 特別な食事(酒や栄養補助食品等)…………… 利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。また、常
- ③ 各個人で使用するオムツ代…………… 利用者職員で、個人にあったオムツを選択し使用します。当
- ④ 理髪・美容代…………… 利用者が希望する理髪店や美容室などが利用できるよう配慮
- ⑤ クラブ活動…………… 当事業所は、利用者の希望により、趣味活動や生きがいづくり
- ⑥ 日常生活品の購入等…………… 日常生活品は、基本的に利用者の負担とさせていただきます
- ⑦ 福祉用具の購入…………… 利用者職員で、個人にあった福祉用具を選択し使用します。
- ⑧ 複写物…………… 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき

※ 居室の明け渡しについて

契約終了後、利用者又は利用者代理人が居室を明け渡さない場合は、契約終了日から現実に居室が明け渡

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	750円	750円	750円	750円	750円	750円

注1) 上記の料金は、1日あたり750円とし、日が延びるごと加算する。

6. 利用料金の支払い方法

利用料金・その他の費用は、サービス終了時(後)に利用期間分の合計額を支払うことになります。支払い方法は、以下の通りになります。

金融機関からの自動引き落とし (翌日末日)	金融機関、農協、漁協、郵便局等 口座振替の手続きは、職員が代行します	
指定口座へ振込み	銀行	宮崎太陽銀行 財光寺支店 普通預金
	口座名義	社会福祉法人立縫会 理事長 黒木 宣博
	口座番号	1144610

7. サービスの利用方法

当事業所は、重要事項及び契約の内容を説明し、契約後にサービスの提供を開始します。

8. サービスの終了

- ① 利用者及び利用者代理人の都合でサービスを中止する場合
利用者及び利用者代理人は、契約終了予定日の7日前までに事業者宛に解約届書を提出し、終了することが
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 - ・当事業所が倒壊あるいは設備の故障などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。
 - ・利用者及び利用者代理人が契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告
- ③ 自動終了
次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・利用者が病院等に入院した場合(医療依存が高いと判断される場合)
 - ・利用者が要介護区分において、自立・要支援1と認定された場合
 - ・利用者が死亡した場合 等

9. 協力医療機関及び協力歯科機関

医療機関名	科目	電話番号
日向市たかいしクリニック	内科	66-0826
和田病院		52-0011
尾池歯科医院	歯科	54-1182

10. 苦情や相談等の受付

- ・当事業所は、グループホーム静妙庵の介護サービス等に関する要望・苦情等に対して迅速に対応します。
- ・当該要望や苦情内容等を記録し、必要な措置を講じるとともにサービスの質の向上にむけた

取り組みを行います

相談・苦情受付窓口並びに責任者	管 理 者	:	直 野 小 織
	電 話 番 号	:	0982-58-0800
	受 付 時 間	:	8時30分 から 17時30分

＊行政機関その他苦情受付機関等

日向市介護保険担当課 (健康福祉部高齢者あんしん課)	所在地 : 宮崎県日向市本町10-5 電話番号 : 0982-66-1023(直通) 受付時間 : 8時30分 から 17時30分
宮崎県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 : 宮崎県宮崎市原町231-1 電話番号 : 0985-35-5111 受付時間 : 8時30分 から 17時00分

11. 残置物引取

契約が終了した後、利用者の所持品(残置物)を利用者が引き取れない場合は、当事業所は、利用者代理人に残

- ① 利用者の契約が終了した連絡を受けた後、引取りは2週間以内となります。
- ② 引き渡しに係る費用は、利用者又は利用者代理人が負担となります。

《立縫の里介護支援センター重要事項説明書》

この重要事項説明書は、居宅介護支援サービス提供の契約締結の前に必要な重要事項を説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 立縫会(たちぬいかい)	法人所在地	日向市美々津町4074番地
法人種別	社会福祉法人	代表者氏名	理事長 黒木 宣博
電話番号	0982-58-1100	FAX番号	0982-58-1177

2. 運営の目的と方針

- (1) 事業の目的…社会福祉法人立縫会が経営する指定居宅介護支援事業の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。
- (2) 運営の方針…要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。
 - ②利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - ③指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - ④事業の運営にあたっては、市町村等保険者(以下「保険者」という)、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

3. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所

事業所の名称	立縫の里介護支援センター	所在地	日向市美々津町4074番地
電話番号	0982-58-1123	FAX番号	0982-58-1177
事業所番号	宮崎県4570600090号(平成11年9月10日)	事業の実施地域	日向市・都農町

(2) 職員体制

従業員の職種	員数	区分	業 務 内 容
管理者	1	常勤	従業員の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令。
主任介護支援専門員		常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務。介護支援専門への指導、助言や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり。
介護支援専門員	2	常勤	居宅介護支援サービス等に関わる業務。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日、ただし、12月31日から1月2日までを除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡先	営業日以外は当直職員から担当介護支援専門員に直接連絡します

(4) 居宅介護支援サービスの概要

課題分析の方法	長寿社会開発センター 課題分析概要を使用する
サービスの内容	①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦各種相談業務
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更や、事業者の変更を希望する場合はいつでも変更可能

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援に関わる利用料については全額を介護保険から給付されるため、自己負担はありません。

しかし、保険料を滞納されると、本来給付されるべき利用料を全額自己負担しなければなりませんので、下記の表の通り、利用料がかかることになります。下記の表は一カ月の利用料金となります。

区分	取扱い件数区分	介 護 度	金 額
居宅介護支援費 I	介護支援専門員一人あたりの給付管理件数が44件まで	要介護1・2	10,860円
		要介護3～5	14,110円
介護予防支援費	介護支援専門員一人あたりの給付管理件数が10件まで	要支援1・2	4,720円

※運営基準減算…居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算に該当する場合は、上記金額の50%に減算となります。また、2ヶ月以上継続する場合は、算定できません。

※特定事業所集中減算…居宅サービス計画の内容が特定の事業所に偏っている場合の減算に該当する場合は、上記の金額より2,000円を減額します。

(6)加算について

加算項目	算定要件		金額
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護度が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院しその日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報提供を行った場合		2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に病院等の職員に対して利用者に関する必要な情報提供を行った場合		2,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。		500円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること		4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること		6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること		6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること		7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること		9,000円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	

(7)交通費について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、通常の事業の実施地域を超えた地点から交通費の実費相当額を請求いたします。

なお、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超えた地点から1kmを超えるごとに50円を請求します。

4.居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料の特記事項について

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とします。

- (1)利用者の相談を受ける場所…利用者の自宅及びその他必要と認められる場所
- (2)利用する課題分析の種類…3の(4)に記載の通り
- (3)サービス担当者会議の開催場所…利用者の自宅及びその他必要と認められる場所
- (4)介護支援専門員の居宅訪問頻度…最低月1回
- (5)モニタリングの結果記録…1ヵ月に1回

5.サービス提供に関する相談、苦情の窓口

- (1)苦情処理の体制…提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を下記の通り設置します。

苦情の窓口	立縫の里介護支援センター
担当者	管理者 梅野 美以子
電話番号	0982-58-1123
対応時間	午前8時30分から17時30分まで ※土・日曜日及び祝祭日を除く

(2)苦情に対し円滑かつ適切に対応するための対応方針

- ①利用者からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- ②提供した指定居宅介護支援に関し、文書その他物件の提示の求め、又は当該保険者からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③利用者が指定居宅介護サービスに対する苦情を国民健康保険団体連合会へ申立をした時は、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

- ④指定居宅介護支援等に関する利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(3)その他の苦情申立機関

苦情の窓口	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
日向市高齢者あんしん課	0982-52-2111	0982-56-1423
宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-35-5301	0985-25-0268
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	0985-22-3145	0985-27-9003
都農町福祉課介護保険係	0983-25-5714	0983-25-1029

6.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

7.緊急時の対応方法

事業者はサービス提供事業者から緊急の連絡があった場合には、あらかじめ確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い、必要な指示をうけ、適切に対応します。

8.虐待防止に関する措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者…管理者 梅野 美以子

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

9.秘密の保持と個人情報の保護について

(1)事業者はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2)事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。

(3)また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(4)事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に謳うことします。

10.主治の医師及び医療機関等との連携について

事業者が、利用者の主治の医師及び関係医療機関との連携を図るため、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、以下の対応をお願いします。

(1)担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、医療保険証や介護保険証と一緒に「担当の介護支援専門員の名刺」も保管しておいていただくこと。

(2)入院時には、担当の居宅介護支援専門員を本人又はご家族から医療機関へ伝えていただくこと。

2 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際、必要時に介護支援専門員が同席し、医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行い、居宅サービス計画に記録します。(通院時情報連携加算)

11.事業所選択に対する事前説明について

事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際して、以下の2点について説明し同意を得るものとします。

(1)利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。

(2)利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

12.身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13.感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業者は感染症の予防及び、まん延を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び、まん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施。
- (2) その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)の実施。

14. 暴言、暴力、ハラスメント対策について

事業者は暴言、暴力、ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

- (2) 職員に対する暴言、暴力、ハラスメントを防止し、啓発、普及するための研修を実施します。
- (3) 暴言、暴力、ハラスメント行為が利用者やその家族から職員に対してあった場合は利用契約の解除のみならず、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

15. 暴力団排除

事業者は日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例23号)第5条、第15条及び第16条の規定に基づく暴力団等を事業所から排除する規定を遂行し遵守するものとします。

- (1) 事業所を運営する当法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

16. サービス割合の説明について

事業者は自らの提供した指定居宅介護支援のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、次の通り説明を行い、同意を得る義務があります。

- (1) 過去6ヵ月以内に作成したケアプランにおいて、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- (2) (1)のサービスについて、過去6ヵ月以内に作成したケアプランで同一事業者によって提供された割合
- 2 上記(1)(2)については、別紙①の様式を用いて、新規契約時及び6ヵ月ごとに説明を行い、同意を得る義務があります。

17. 身体拘束の適正化に関する事項

事業所は、サービス提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

18. 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は職員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 居宅サービス計画作成(変更)依頼の電子申請の委任

利用者は、事業者に対し居宅サービス計画作成(変更)依頼を電子申請により保険者(日向市)に届け出ることを委任します。

立縫の里介護支援センター重要事項説明同意書

事業者は、居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し重要事項に関する説明を行いました。
この証として、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 宮崎県日向市美々津町4074番地

法人名 社会福祉法人 立縫会
理 事 長 黒 木 宣 博 (印)

代表者名 _____

事業所名 立縫の里介護支援センター

説明者氏名 _____ (印)

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対し重要事項の説明及び個人情報保護に関する説明を事業者から確かに受け、同意いたします。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____
(代筆者)

氏 名 _____

続柄(_____)

《立縫の里デイサービスセンター重要事項説明書》

この重要事項説明書は立縫の里デイサービスセンターとの利用契約締結の前に必要な重要事項を説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人立縫会(たちぬいかい)	法人所在地	日向市美々津町4074番地
法人種別	社会福祉法人	代表者氏名	理事長 黒本宣博
電話番号	0982-58-1100	設立年月日	平成6年4月18日

2. 事業所の概要

事業所の名称	立縫の里デイサービスセンター	所在地	日向市美々津町4074番地
電話番号	0982-58-1100	FAX番号	0982-58-1177
事業所番号	宮崎県4570600165号(令和6年4月1日)	事業管理者	施設長 黒木 教裕
開設年月日	平成7年6月1日	事業の実施地域	日向市・都農町

3. 事業所の目的

第1号通所事業(日向市通所介護相当サービス)は、介護保険法令に従い契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に通所介護サービスを提供します。

4. 事業所の運営方針

- ①利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ③事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者(以下「保険者」と言う)、居宅支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
- ④介護にあたる職員は、誠実に接することは勿論、契約者個々にあった介護を提供するための技術の向上に努めます。
- ⑤移り行く四季が味わえるよう事業所内の飾りつけをしたり、昔懐かしい歌や演歌を楽しんだり、職員やボランティアによる歌や踊り等の行事も行っています。
- ⑥豊かな自然と共生するように建てられた施設は閑静そのものです。心休まる落ち着いた一日を心行くまで過ごすことができます。

5. 事業所が行っている他の業務・・・第1号通所事業(日向市通所介護相当サービス)※平成18年4月1日指定

6. 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日 ※年末年始(12月31日から1月2日)を除く
営業時間	午前9時15分～午後15時15分(基本のサービス提供時間)
利用定員	25名

7. 職員の配置状況

従業員の職種	常勤換算	指定基準	従業員の職種	常勤換算	指定基準
事業管理者	1名(兼務)	1名(兼務可)	生活相談員	1名	1名
介護職員(兼務含む)	4.5名	4名	看護職員	1名	1名(兼務可)
機能訓練指導員	1名	1名	調理員	1名	1名(兼務可)
語聴覚士(月曜・第1・3・5金)	1名(非常勤)	基準なし	理学療法士	1名(非常勤)	基準なし

※言語聴覚士は毎週月曜及び第1・3・5金曜に出勤。理学療法士は木曜日ないしは土曜日に不定期で出勤。

8.事業所が提供する自費サービス

- ①入浴サービス…入浴または清拭を毎日行います。その日の健康状態をチェックして、特に体調不良の方以外は大浴槽で温泉気分の入浴が楽しめます。また、身体に障害がある方には個浴も準備しております。
- ②給食サービス…利用者の嗜好やアレルギーの有無等のアセスメントを行って、常食、粥食、刻み食等の形態にも対応して提供します。
- ③ 相談・援助等の生活指導及びレクリエーション…季節や時候に則した内容のレクリエーションを提供します。
- ④機能訓練…機能訓練指導員により、契約者(利用者)の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。
- ⑤健康チェック…毎日、血圧、体温、脈拍の確認を行って、健康観察を行います。
- ⑥送迎…契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

9.利用料金について(令和6年4月1日より適用)

◎介護保険給付対象として1割負担の場合(2割の場合は表示金額の倍となります)

《標準となる利用時間(9時15分～15時15分)※6時間以上7時間未満》

《利用時間別の基本料金一覧表》※3時間未満のサービス提供も対応ですので、お問い合わせください。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上3時間未満	242円	311円	351円	392円	432円
3時間以上4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
8時間以上9時間未満	669円	791円	915円	1,041円	1,168円

《各種加算項目の概要》(令和6年6月1日より適用)

加算項目	加算の内容と単位数
① 入浴介助加算(I)	入浴介助を行った場合に算定できる加算(40円/回)
② 入浴介助加算(II)	医師等が自宅を訪問して入浴環境等を評価した上で、自宅での入浴ができるよう、機能訓練指導員が個別の入浴計画を作成した場合に算定できる加算(55円/回)
③個別機能訓練加算Iイ	個別に機能訓練計画を作成して実施した場合に算定できる加算(56円/回)
③ 個別機能訓練加算Iロ	上記の要件に加えて、機能訓練指導員を二人以上配置しているロに算定できる加算(76円/回)
⑤口腔機能向上加算I	個別に口腔機能向上の訓練計画を作成して実施した場合に算定できる加算(1回につき150円)※但し、月に2回まで算定可能
⑥サービス提供体制強化加算II	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%を超える場合に算定できる加算(22円/回)
科学的介護推進体制加算	利用者様のデータを科学的に分析して、厚生労働省からのフィードバックを基にケアプランの充実を図る体制を整備している場合に算定できる加算(40円/月)
介護職員処遇改善加算I	厚生労働省の定める介護職員の賃金等の改善を実施している場合に算定できる加算(12%)

注1)利用料金①～⑥については、1回あたりの金額ですので、回数が多くなれば利用料金も多くなります。

注2)契約者(利用者)がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦全額をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

10. 介護保険給付対象外の料金について

- ①食事費…当事業所では、栄養士の作る献立表により、栄養はもとより契約者の心身の状況や嗜好を考慮した食事の提供に努めています。また、契約者の自立支援のため原則として食堂での提供になります。

(食事は、季節に応じたメニューであり、食材も新鮮で安全なものを使月しています。)

通常料金(昼食)	夕食(延長利用時)	行事食の特別メニュー代
500円	800円	800円

- ②おやつ代 通常料金は無料ですが、行事等で必要な場合は実費相当額を負担いただきます。

- ③日常生活上の諸費用…下記の物品を使用した場合は、実費相当額を負担いただきます。」

用品名	料金	備考
リハビリパンツ	100円	※現物との交換も可能です

尿とりパッド	30 円	※現者との交換も可能です
--------	------	--------------

- ④ 区域外の送迎・・・日向市及び都農町以外の地域については交通費実費を負担していただきます。
- ⑤ 緊急帰宅による送迎…公的な交通手段を選択された場合は、個人負担となります。

11.利用中止・変更・追加等

利用の中止や変更・追加は、サービス実施の前日までに申出てください。

当日になって利用中止の申出をされた場合は、取消料として基本料金の 50%の額を支払うことになります。

12.サービスの利用方法

当事業所は、利用開始にあたり、重要事項及び契約の内容を説明し、契約締結後にサービスの提供を開始します。

13.サービスの終了

- ①契約者の都合でサービスを中止する場合…契約者は、契約終了予定日の2日前までに事業者へ通知し終了することができます。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合…当事業所が倒壊あるいは設備の故障などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合は、事前に通知します。
- ③自動終了…次の事由に該当した場合は、こめ契約は自動的に終了します。
- ・契約者が介護保険施設に入所した場合
 - ・契約者が要介護区分において、自立・要支援と認定された場合

14.苦情や相談等の受付

当事業所は自費サービスの提供に関する要望、苦情に対して迅速に対応します。

- (1) 苦情処理の体制…提供した指定通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を下記のとおり設置します。

苦情の窓口	立縫の里デイサービスセンター
担当者	生活相談員 花岡 大
電話番号	0982-58-1100
対応時間	午前 9 時 30 分から 17 時 00 分まで ※土・日曜日を除く

- (2) 苦情に対し円滑かつ適切に対応するための対応指針

- ①利用者からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- ②提供した指定通所介護サービスに関し、文書その他物件の提示の求め、又は当該保険者からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③利用者が指定通所介護サービスに対する苦情を国民健康保険団体連合会へ申立をした時は、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- ④指定通所介護サービスの利用等に関する利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が調査に協力するとともに、自ら提供した自費サービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い、必要な改善を行うものとする。

- (3)その他の苦情申立機関

苦情の窓口	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
日向市高齢者あんしん課	0982-52-2111	0982-56-1423
宮崎県国民保険団体連合会	0985-35-5301	0985-25-0268
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	0985-22-3145	0985-27-9003

15.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

16.緊急時の対応方法

当事業所は契約者(利用者)に緊急の事態が生じた場合は、緊急連絡先及び医療機関に連絡を行い、必要な指示をうけ、適切に対応します。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。
- (3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 当事業所は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨の誓約を行います。

18 サービスの第三者評価について

サービスの第三者評価の実施なし

19 当事業所は虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

個人情報の取り扱いについて

契約者(利用者)及び利用者の家族に関する個人情報を下記の利用目的のため、必要最低限の範囲内で使用、提供、収集します。

1. 利用者本人に対する情報について

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○氏名、生年月日、年齢、住所等の情報 | ○家族に関する情報 |
| ○要介護認定における情報 | ○認定調査票及び主治医意見書 |
| ○病名や病歴、服薬についての情報 | ○身体や精神状況に関する情報 |
| ○金銭に関する情報 | ○その他、個人情報と認められること |

- (1) 施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

☐ 公開しても良い ☐ 公開してほしくない

2. 利用者の家利用者の家族に対する情報について

- 家族の氏名、生年月日、年齢、住所等の情報
- 家族の状況に関する情報
- 家族の生活歴に関する情報
- その他、個人情報と認められること

- (1) 施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

☐ 公開しても良い ☐ 公開してほしくない

3. 情報の利用目的及び保管場所

事業者は、利用者及び家族に関する情報を、より良い介護計画を立案する為に使用していきます。また医療機関や居宅介護事業者等と連携を図る上で必要がある場合は、利用者及び家族の情報を提供します。

利用者や家族の情報は外部に漏洩しないよう厳格に管理します。

《立縫の里デイサービスセンター重要事項説明書》(第1号通所)

この重要事項説明書は立縫の里デイサービスセンターとの利用契約締結の前に必要な重要事項を説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人立縫会(たちぬいかい)	法人所在地	日向市美々津町4074番地
法人種別	社会福祉法人	代表者氏名	理事長 黒本宣博
電話番号	0982-58-1100	設立年月日	平成6年4月18日

2. 事業所の概要

事業所の名称	立縫の里デイサービスセンター	所在地	日向市美々津町4074番地
電話番号	0982-58-1100	FAX番号	0982-58-1177
事業所番号	宮崎県4570600165号(令和6年4月1日)	事業管理者	施設長 黒木 教裕
開設年月日	平成7年6月1日	事業の実施地域	日向市・都農町

3. 事業所の目的

第1号通所事業(日向市通所介護相当サービス)は、介護保険法令に従い契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に通所介護サービスを提供します。

4. 事業所の運営方針

- ①利用者がその有する能力に応じてできる限り自力で日常生活が営まれるよう支援します。そのため、個々の体力や能力に応じた最も適切な介護予防サービス計画(ケアプラン)を忠実に実行していきます。
- ②事業所における日課は、健康チェック・入浴・整容・昼食・おやつ・生活相談等、毎週テーマを決めて契約者が楽しい一日を過ごせるように努めています。
- ③介護にあたる職員は、誠実に接することは勿論、契約者個人にあった介護とそのための技術の向上努めます。
- ④移り行く四季が味わえるよう事業所内の飾りつけをしたり、昔懐かしい歌や演歌を楽しんだり、職員やボランティアによる歌や踊り等の行事も行っています。
- ⑤豊かな自然と共生するように建てられた施設は閑静そのものです。心休まる落ち着いた一日を心行くまで過ごすことができます。
- ⑥当事業所は、食堂・トイレ・浴室の面積も広く、風通しや明るさ等もよく工夫された設計となっています。

5. 事業所が行っている他の業務・・・指定通所介護事業(平成7年6月1日指定)

6. 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日 ※年末年始(12月31日から1月2日)を除く
営業時間	午前9時15分～午後15時15分(基本のサービス提供時間)
利用定員	25名 ※総合事業、要介護の利用者を含めて超過しない

7. 職員の配置状況

従業員の職種	常勤換算	指定基準	従業員の職種	常勤換算	指定基準
事業管理者	1名(兼務)	1名(兼務可)	生活相談員	1名	1名
介護職員(兼務含む)	4.5名	4名	看護職員	1名	1名
機能訓練指導員	1名	兼務可	調理員	1名	兼務可

8. 事業所が提供する自費サービス

- ①入浴サービス・・・入浴または清拭を毎日行います。その日の健康状態をチェックして、特に体調不良の方以外は 大浴槽で温泉気分の入浴が楽しめます。また、身体に障害がある方には個浴も準備しております。
- ②給食サービス・・・利用者の嗜好やアレルギーの有無等のアセスメントを行って、常食、粥食、刻み食等の形態にも対応して提供します。

- ① 相談・援助等の生活指導及びレクレーション・・・季節や時候に則した内容のレクレーションを提供します。
- ② 機能訓練・・・機能訓練指導員により、契約者(利用者)の心身の「状況」に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。
- ③ 健康チェック・・・毎日、血圧、体温、脈拍の確認を行って、健康観察を行います。
- ⑥ 送迎・・・契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

9. 利用料金について(令和6年4月1日より適用)

◎介護保険給付対象として1割負担の場合(2割の場合は表示金額の倍となります)

利用区分	通所型サービス1	通所型サービス2	サービス1(日割)	サービス2(日割)
基本料金	1,719 円/月	3,621 円/月	59 円/日	119 円/日

※日割の利用料金につきましては、支出計画に基づいて、指定された日からの日数に応じて計算されます。

注 1) 上記の利用料金については、一月当たりの利用回数に関わらず固定の料金となります。

《各種加算項目の概要》

加算項目	加算の内容と単位数
科学的介護推進体制加算	月40円※科学的介護を推進できる体制を整備していることで算定できる加算
サービス提供体制加算 I 1	1月88円※要支援1の方に算定できる加算(介護福祉士の割合 70%以上)
サービス提供体制加算 I 2	1月 176 円※要支援2の方及び事業対象者に算定できる加算(介護福祉士の割合 70%以上)
口腔機能向上加算	1回 150 円(月 1 回)※個別に口腔機能向上の計画を立て支援を行うことで向上見込める加算
介護職員処遇改善加算 I	厚生労働省の定める介護職員の賃金等の改善を実施している場合に算定できる加算(12%)
介護職員等ベースアップ等加算	厚生労働省の定める介護職員等の賃金等の改善を実施している場合に算定できる加算(1.1%)

注 2) 契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を支払うこととなりますのでご注意ください。なお、この場合は介護認定を受けた後に 9 割に当たる金額が介護保険から払い戻される仕組みになっています。

10. 介護保険給付対象外の料金について

- ① 食事費・・・当事業所では、栄養士の作る献立表により、栄養はもとより契約者の心身の状況や嗜好を考慮した食事の提供に努めています。また、契約者の自立支援のため原則として食堂での提供になります。
(食事は、季節に応じたメニューであり、食材も新鮮で安全なものを使用しています。)

通常料金(昼食)	夕食(延長利用時)	行事食の特別メニュー代
500 円	800 円	800 円

- ② おやつ代 通常料金は無料ですが、行事等で必要な場合は実費相当額を負担いただきます。
- ③ 日常生活上の諸費用・・・下記の物品を使用した場合は、実費相当額を負担いただきます。」

用 品 名	料 金	備 考
リハビリパンツ	100 円	※現物との交換も可能です
尿とりパッド	30 円	※現物との交換も可能です

- ④ 区域外の送迎・・・日向市及び都農町以外の地域については交通費実費を負担していただきます。
- ⑤ 緊急帰宅による送迎・・・利用時間前または利用時間中、時間延長で契約者の都合により、公的な交通手段を選択された場合は、個人負担となります。

11. 利用中止・変更・追加等

利用の中止や変更・追加は、サービス実施の前日までに申出てください。

当日になって利用中止の申出をされた場合は、取消料として基本料金の 50%の額を支払うことになります。

12. サービスの利用方法

当事業所は、利用開始にあたり、重要事項及び契約の内容を説明し、契約締結後にサービスの提供を開始します。

13. サービスの終了

- ① 契約者の都合でサービスを中止する場合・・・契約者は、契約終了予定日の2日前までに事業者へ通知し終了することができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合・・・当事業所が倒壊あるいは設備の故障などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合は、事前に通知します。
- ③ 自動終了・・・次の事由に該当した場合は、こめ契約は自動的に終了します。

- ・契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・契約者が要介護区分において、自立・要支援と認定された場合
- ・契約者が死亡した場合等

14. 苦情や相談等の受付

当事業所は自費サービスの提供に関する要望。苦情に対して迅速に対応します。

- (1) 苦情処理の体制…提供した指定通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を下記のとおり設置します。

苦情の窓口	立縫の里デイサービスセンター
担当者	生活相談員 花岡 大
電話番号	0982-58-1100
対応時間	午前 9 時 30 分から 17 時 00 分まで ※土・日曜日を除く

- (2) 苦情に対し円滑かつ適切に対応するための対応指針

- ①利用者からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- ②提供した指定通所介護サービスに関し、文書その他物件の提示の求め、又は当該保険者からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③利用者が指定通所介護サービスに対する苦情を国民健康保険団体連合会へ申立をした時は、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- ④指定通所介護サービスの利用等に関する利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が調査に協力するとともに、自ら提供した自費サービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い、必要な改善を行うものとする。

- (3) その他の苦情申立機関

苦情の窓口	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
日向市高齢者あんしん課	0982-52-2111	0982-56-1423
宮崎県国民保険団体連合会	0985-35-5301	0985-25-0268
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	0985-22-3145	0985-27-9003

15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

16. 緊急時の対応方法

当事業所は契約者(利用者)に緊急の事態が生じた場合は、緊急連絡先及び医療機関に連絡を行い、必要な指示をうけ、適切に対応します。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)当事業所はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2)当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。
- (3)この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4)当事業所は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨の誓約を行います。

18 サービスの第三者評価について

サービスの第三者評価の実施なし

19 当事業所は虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1)虐待の防止対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備します。
- (3)職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

個人情報の取り扱いについて

契約者(利用者)及び利用者の家族に関する個人情報を下記の利用目的のため、必要最低限の範囲内で使用、提供、収集します。

1.利用者本人に対する情報について

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○氏名、生年月日、年齢、住所等の情報 | ○家族に関する情報 |
| ○要介護認定における情報 | ○認定調査票及び主治医意見書 |
| ○病名や病歴、服薬についての情報 | ○身体や精神状況に関する情報 |
| ○金銭に関する情報 | ○その他、個人情報と認められること |

(1)施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

☐公開しても良い ☐公開してほしくない

2.利用者の家利用者の家族に対する情報について

- 家族の氏名、生年月日、年齢、住所等の情報
- 家族の状況に関する情報
- 家族の生活歴に関する情報
- その他、個人情報と認められること

(1)施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

☐公開しても良い ☐公開してほしくない

3、情報の利用目的及び保管場所

事業者は、利用者及び家族に関する情報を、より良い介護計画を立案する為に使用していきます。また医療機関や居宅介護事業者等と連携を図る上で必要がある場合は、利用者及び家族の情報を提供します。

利用者や家族の情報は外部に漏洩しないよう厳格に管理します。

《立縫の里デイサービスセンター自費利用重要事項説明書》

この重要事項説明書は立縫の里デイサービスセンターとの利用契約締結の前に必要な重要事項を説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 立縫会(たちぬいかい)	法人所在地	日向市美々津町4074番地
法人種別	社会福祉法人	代表者氏名	理事長 黒本 宣博
電話番号	0982-58-1100	設立年月日	平成6年4月18日

2. 事業所の概要

事業所の名称	立縫の里デイサービスセンター	所在地	日向市美々津町4074番地
電話番号	0982-58-1100	FAX番号	0982-58-1177
事業所番号	宮崎県4570600165号(平成11年11月22日)	事業管理者	施設長黒木教裕
開設年月日	平成7年6月1日	事業の実施地域	日向市・都農町

3. 事業所の目的

当事業所は、介護保険法令に従い契約者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として通所介護サービスを提供します。同様の目的で利用者の希望に応じて、介護保険に該当しないサービスや緊急やむを得ない状況等において、自費サービスを提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- ①利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ③事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
- ④介護にあたる職員は、誠実に接することはもちろん、契約者個々にあった介護を提供するための技術の向上努めます。
- ⑤移り行く四季が味わえるよう事業所内の飾りつけをしたり、昔懐かしい歌や演歌を楽しんだり、職員やボランティアによる歌や踊り等の行事も行っています。

5. 事業所が行っている他の業務

- ①指定通所介護事業(平成7年6月1日指定)
- ②第1号通所事業(日向市通所介護相当サービス)※平成18年4月2日指定

6. 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日 ※年末年始(12月31日から1月2日)を除く
営業時間	午前9時15分～午後15時15分(基本のサービス提供時間)
利用定員	25名(通所介護事業及び第1号通所事業、自費利用を含めて)

7. 職員の配置状況

従業員の職種	常勤換算	指定基準	従業員の職種	常勤換算	指定基準
事業管理者	1名(兼務)	1名(兼務可)	生活相談員	1名	1名
介護職員(兼務含む)	4.5名	4名	看護職員	2名	1名(兼務可)
機能訓練指導員	1名	1名	調理員	1名	1名(兼務可)
言語聴覚士(月第1・3・5・金)	1名(非常勤)	基準なし	理学療法士	1名(非常勤)	基準なし

※言語聴覚士は毎週月曜及び第1・3・5金曜に出勤。理学療法士は木曜日ないしは土曜日に不定期で出勤。

8.事業所が提供する自費サービス

(1)理美容サービス(原則カットのみ)

(2)自費利用サービス(9 時 15 分～15 時 15 分の提供時間のうち希望する時間)

①入浴サービス…入浴または清拭を毎日行います。その日の健康状態をチェックして、特に体調不良の方以外は大浴槽で温泉気分の入浴が楽しめます。また、身体に障害がある方には個室も準備しております。

②給食サービス…利用者の嗜好やアレルギーの有無等のアセスメントを行って、常食、粥食、刻み食等の形態にも対応して提供します。

① 相談・援助等の生活指導及びレクリエーション…季節や時侯に則した内容のレクリエーションを提供します。

② 機能訓練…機能訓練指導員により、契約者(利用者)の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を図るための訓練を実施します。

③ 健康チェック…毎日、血圧、体温、脈拍の確認を行って、健康観察を行います。

⑥送迎…契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

9.利用料金について(令和 6 年 3 月 1 日より適用)

(1)理美容サービス(カットのみ)…1,300 円

※要介護 1～5 の認定を受けており、介護保険のサービスを利用している日に理美容サービスを提供する場合はサービス提供時間の都合により、送迎時間の調整をお願いすることがあります。また、担当のケアマネージャーに対して事前にサービス利用の希望をお伝えいただきますようお願いいたします。

(2)自費利用サービス

サービスの項目	利用料金	サービスの内容・留意事項について
自費利用(週1[回])	2,000 円	週1回の定期利用の場合1月当たりの定額金額
自費利用(週2回)	3,000 円	週2回の定期利用の場合1月当たりの定額金額
食事の提供	500 円	1回当たりの料金、行事食の場合は800円
入浴サービス	400 円	1回当たりの料金

10.自費サービスの提供方法

(1)事業者が提供する自費サービスの内容、利用回数、利用料金については、記録に記載します。

(2)利用者は事前の申し出しにより、自費サービスの内容を変更することができます。

(3)事業者は自費サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後 5 年間保管します。

11.利用中止・変更・追加等

利用の中止や変更・追加は、サービス実施の前日までに申出てください。

当日になって利用中止の申出をされた場合は、取消料として基本料金の 50%の額を支払うことになります。

12.サービスの利用方法

当事業所は、利用開始にあたり、重要事項及び契約の内容を説明し、契約締結後にサービスの提供を開始します。

13.サービスの終了

①契約者の都合でサービスを中止する場合…契約者は、契約終了予定日の2日前までに事業者へ通知し終了することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合…当事業所が倒壊あるいは設備の故障などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合は、事前に通知します。

③自動終了…次の事由に該当した場合は、こめ契約は自動的に終了します。

・契約者が介護保険施設に入所した場合

・契約者が要介護区分において、自立・要支援と認定された場合

・契約者が死亡した場合等

14.苦情や相談等の受付

当事業所は自費サービスの提供に関する要望、苦情に対して迅速に対応します。

(1)苦情処理の体制…提供した指定通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を下記のとおり設置します。

苦情の窓口	立縫の里デイサービスセンター
担当者	生活相談員 花岡 大
電話番号	0982-58-1100
対応時間	午前 9 時 30 分から 17 時 00 分まで ※土・日曜日を除く

(2) 苦情に対し円滑かつ適切に対応するための対応指針

- ①利用者からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じます。
- ②提供した自費サービスに関し家族及び関係者より文書その他物件の提示の求め、質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が調査を行う場合に適切な協力をするとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ③利用者が自費サービスに対する苦情を国民健康保険団体連合会へ申立をした時は、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- ④自費サービスの利用等に関する利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が調査を行う場合に協力するとともに、自ら提供した自費サービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(3) その他の苦情申立機関

苦情の窓口	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
日向市高齢者あんしん課	0982-52-2111	0982-56-1423
宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-35-5301	0985-25-0268
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	0985-22-3145	0985-27-9003

15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する自費サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する自費サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

16. 緊急時の対応方法

当事業所は契約者(利用者)に緊急の事態が生じた場合は、緊急連絡先及び医療機関に連絡を行い、必要な指示をうけ、適切に対応します。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)当事業所はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び利用者家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2)当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。

(3)この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(4)当事業所は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨の誓約を行います。

個人情報の取り扱いについて

契約者(利用者)及び利用者の家族に関する個人情報を下記の利用目的のため、必要最低限の範囲内で使用、提供、収集します。

1. 利用者本人に対する情報について

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○氏名、生年月日、年齢、住所等の情報 | ○家族に関する情報 |
| ○要介護認定における情報 | ○認定調査票及び主治医意見書 |
| ○病名や病歴、服薬についての情報 | ○身体や精神状況に関する情報 |
| ○金銭に関する情報 | ○その他、個人情報と認められること |

(1)施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

☐ 公開しても良い ☐ 公開してほしくない

2.利用者の家利用者の家族に対する情報について

- 家族の氏名、生年月日、年齢、住所等の情報
- 家族の状況に関する情報
- 家族の生活歴に関する情報
- その他、個人情報と認められること

(1)施設ホームページ上での写真等の情報(氏名、住所、電話番号を除く)

- ☐公開しても良い ☐公開してほしくない

3、情報の利用目的及び保管場所

事業者は、利用者及び家族に関する情報を、より良い介護計画を立案する為に使用していきます。また医療機関や居宅介護事業者等と連携を図る上で必要がある場合は、利用者及び家族の情報を提供します。

利用者や家族の情報は外部に漏洩しないよう厳格に管理します。

介護予防支援・第1号介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援・第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

（1）事業所の所在地等

事業者名 事業所名 （所在地） （管理者）	社会福祉法人 立縫会 日向市南部地域包括支援センター 日向市美々津町4074番地 管理者 鈴木 智実
連絡先	(TEL) 0982-58-1106 (FAX) 0982-58-1177
事業所番号	4500600061

（2）サービスの提供時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
営業時間	8：30～17：15（月～金）

（3）事業所の職員体制

職 名	人 員
管理者（兼務）	1名
保健師等	2名
社会福祉士等	1名
主任介護支援専門員等	0名
介護予防プランナー	0名

2 介護予防支援等の提供方法・内容

1. 「介護予防支援等」は、あなたが可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、あなたの選択・同意に基づき、適切な保健医療または福祉サービスを適切に利用できるよう、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。
2. 介護予防支援等の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
3. あなたの相談は事業所内及び利用者宅、その他、必要と認められる場所において行うものとします。あなた及び家族との面接により、あなたを支援すべき総合的な課題を把握し、自立した生活を営む為に必要な目標を設定します。
4. サービス担当者会議を通じ、目標を達成する為に行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防ケアプランを作成します。
5. 指定介護予防サービス事業者等からの報告及びあなたの継続的なモニタリングにより計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行いません。
6. 計画に位置づけた期間が終了する時は、目標に照らし合わせた計画の達成状況について評価を行います。
7. その他具体的には、「介護予防の為に効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から 31 条）に従って実施することとします。

3 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

4 利用料

「介護予防支援等」のサービスに係る利用料は、介護保険法により定められており、介護保険制度から全額支給されるので、あなたの自己負担はありません。利用料については別紙に掲載し、介護保険法の改正等で費用額の変更があった際は、その都度別紙の差し替えを行い、対応いたします。但し、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料滞納等により、地域包括支援センターに直接介護保険給付が行われない場合は、一旦料金をお支払いいただくことになります。その際には、サービス提供証明書を発行します。

5 サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れが無い場合には同じ条件で更新されます。あなたの都合によりサービスを終了することも出来ます。

6 事故発生時の対応

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には事業所は速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなた及びその家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

7 介護予防支援等に関する苦情相談窓口

苦情相談窓口は以下のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防ケアプランに位置づけたサービスに関する苦情も申し出下さい。

〔地域包括支援センター窓口〕 日向市南部地域包括支援センター	所在地 日向市美々津町 4074 番地 電話番号 58-1106 ファックス番号 58-1177 受付時間 8：30～17：15（月～金）
〔市町村の窓口〕 健康長寿部 高齢者あんしん課	所在地 日向市本町 10 番 5 号 電話番号 52-2111 ファックス番号 56-1423 受付時間 電話 8：30～17：15（月～金） 窓口 8：45～16：30（月～金）
〔公的団体の窓口〕 宮崎県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 電話番号 (0985) 35－5301 ファックス番号 (0985) 25－0268 受付時間 8：30～17：15

重要事項説明書の説明年月日

令和

年

月

日

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族又は上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 所

所 在 地 日向市美々津町 4074 番地

事業所名 日向市南部地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印

委託先居宅介護支援事業者

所 在 地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用又は提供することに同意します。

1 使用する目的

- ・事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・医療機関及びサービス事業者、日向市等との連絡調整に必要となる場合
- ・医療と介護の連携の強化・推進（入院・入所時、退院・退所時、病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡）等を行うにおいて必要な場合
- ・各種法律で定められている場合（高齢者に対する虐待防止等）
- ・災害等の避難計画の作成および、感染症や災害等の発生時に関係機関への情報提供が必要な場合

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・利用者基本情報、基本チェックリスト、アセスメント、介護予防ケアプラン、血液検査データ、服薬処方箋等の個人に関する記録
- ・要介護認定、要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書

4 使用する期間

事業所の利用を必要とする期間及び医療機関及びサービス事業者等の関係者と連携を必要とする期間まで

5 特記事項

事業所が介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、当同意書の「事業所」を「介護予防支援等の業務を委託する指定居宅介護支援事業者」に読み替えることができるものとします。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印

【利用料】※令和 8 年 6 月 1 日～

	算定項目		月額
1	介護予防支援費 等	介護予防支援費	4,420 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅰ	5,200 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅱ	5,200 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅲ	2,500 円
2	初回加算	介護予防支援費	3,000 円
		介護予防ケアマネジメント費	3,600 円
3	委託連携加算	介護予防支援費	3,000 円
		介護予防ケアマネジメント費	3,600 円
4	高齢者虐待防止措置未実施減算		40 円減額
5	業務継続計画未策定減算		40 円減額
6	介護職員 等処遇改 善加算	介護予防支援費等を算定したとき又は介護予 防支援費等を算定し、高齢者虐待防止措置未 実施減算若しくは業務継続計画未策定減算の いずれか一方又は双方を適用したとき	90 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算又は委 託連携加算のいずれか一方を算定する場合で あって、高齢者虐待防止措置未実施減算若し くは業務継続計画未策定減算のいずれか一方 又は双方を適用したとき	150 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算又は委 託連携加算のいずれか一方のみを算定する場 合であって、高齢者虐待防止措置未実施減算 及び業務継続計画未策定減算のいずれも適用 しないとき	160 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算及び委 託連携加算を算定するとき	220 円

※利用料については、全額介護保険制度の中から支払われますので自己負担はありません。

※介護保険法改正に伴い費用が変わる場合があります。

介護予防支援・第1号介護予防支援に関する重要事項説明書

あなた（利用者）に対する介護予防支援・第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供開始にあたり、事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

（1）事業所の所在地等

事業者名 事業所名 (所在地) (管理者)	社会福祉法人 立縫会 日向市東郷地域包括支援センター 日向市東郷町山陰丙1412番地1 管理者 鈴木 智実
連絡先	(TEL) 0982-69-3367 (FAX) 0982-69-3320
事業所番号	4500600087

（2）サービスの提供時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
営業時間	8：30～17：15（月～金）

（3）事業所の職員体制

職 名	人 員
管理者（兼務）	1 名
保健師等	1 名
社会福祉士等	0 名
主任介護支援専門員等	1 名
介護予防プランナー	0 名

2 介護予防支援等の提供方法・内容

1. 「介護予防支援等」は、あなたが可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、あなたの選択・同意に基づき、適切な保健医療または福祉サービスを適切に利用できるよう、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。
2. 介護予防支援等の提供に当たっては、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
3. あなたの相談は事業所内及び利用者宅、その他、必要と認められる場所において行うものとします。あなた及び家族との面接により、あなたを支援すべき総合的な課題を把握し、自立した生活を営む為に必要な目標を設定します。
4. サービス担当者会議を通じ、目標を達成する為に行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防ケアプランを作成します。
5. 指定介護予防サービス事業者等からの報告及びあなたの継続的なモニタリングにより計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行いません。
6. 計画に位置づけた期間が終了する時は、目標に照らし合わせた計画の達成状況について評価を行います。
7. その他具体的には、「介護予防の為に効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第 37 号第 29 条から 31 条）に従って実施することとします。

3 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

4 利用料

「介護予防支援等」のサービスに係る利用料は、介護保険法により定められており、介護保険制度から全額支給されるので、あなたの自己負担はありません。利用料については別紙に掲載し、介護保険法の改正等で費用額の変更があった際は、その都度別紙の差し替えを行い、対応いたします。但し、介護保険適用の場合でも、あなたの保険料滞納等により、地域包括支援センターに直接介護保険給付が行われない場合は、一旦料金をお支払いいただくことになります。その際には、サービス提供証明書を発行します。

5 サービスの終了

契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れが無い場合には同じ条件で更新されます。あなたの都合によりサービスを終了することも出来ます。

6 事故発生時の対応

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には事業所は速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなた及びその家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

7 介護予防支援等に関する苦情相談窓口

苦情相談窓口は以下のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防ケアプランに位置づけたサービスに関する苦情も申し出下さい。

〔地域包括支援センター窓口〕 日向市東郷地域包括支援センター	所在地 日向市東郷町山陰丙 1412 番地 1 電話番号 69-3367 ファックス番号 69-3320 受付時間 8：30～17：15（月～金）
〔市町村の窓口〕 健康長寿部 高齢者あんしん課	所在地 日向市本町 10 番 5 号 電話番号 52-2111 ファックス番号 56-1423 受付時間 電話 8：30～17：15（月～金） 窓口 8：45～16：30（月～金）
〔公的団体の窓口〕 宮崎県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 電話番号 (0985) 35－5301 ファックス番号 (0985) 25－0268 受付時間 8：30～17：15

重要事項説明書の説明年月日

令和

年

月

日

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族又は上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 業 所

所 在 地 日向市東郷町山陰丙 1415 番地 1

事業所名 日向市東郷地域包括支援センター

説明者氏名 _____ 印

委託先居宅介護支援事業者

所 在 地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

個人情報使用同意書

利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用又は提供することに同意します。

1 使用する目的

- ・事業所が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・医療機関及びサービス事業者、日向市等との連絡調整に必要となる場合
- ・医療と介護の連携の強化・推進（入院・入所時、退院・退所時、病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡）等を行うにおいて必要な場合
- ・各種法律で定められている場合（高齢者に対する虐待防止等）
- ・災害等の避難計画の作成および、感染症や災害等の発生時に関係機関への情報提供が必要な場合

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・利用者基本情報、基本チェックリスト、アセスメント、介護予防ケアプラン、血液検査データ、服薬処方箋等の個人に関する記録
- ・要介護認定、要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書

4 使用する期間

事業所の利用を必要とする期間及び医療機関及びサービス事業者等の関係者と連携を必要とする期間まで

5 特記事項

事業所が介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、当同意書の「事業所」を「介護予防支援等の業務を委託する指定居宅介護支援事業者」に読み替えることができるものとします。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印

【利用料】※令和８年６月１日～

	算定項目		月額
1	介護予防支援費 等	介護予防支援費	4,420 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅰ	5,200 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅱ	5,200 円
		介護予防ケアマネジメント費Ⅲ	2,500 円
2	初回加算	介護予防支援費	3,000 円
		介護予防ケアマネジメント費	3,600 円
3	委託連携加算	介護予防支援費	3,000 円
		介護予防ケアマネジメント費	3,600 円
4	高齢者虐待防止措置未実施減算		40 円減額
5	業務継続計画未策定減算		40 円減額
6	介護職員 等処遇改 善加算	介護予防支援費等を算定したとき又は介護予 防支援費等を算定し、高齢者虐待防止措置未 実施減算若しくは業務継続計画未策定減算の いずれか一方又は双方を適用したとき	90 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算又は委 託連携加算のいずれか一方を算定する場合で あって、高齢者虐待防止措置未実施減算若し くは業務継続計画未策定減算のいずれか一方 又は双方を適用したとき	150 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算又は委 託連携加算のいずれか一方のみを算定する場 合であって、高齢者虐待防止措置未実施減算 及び業務継続計画未策定減算のいずれも適用 しないとき	160 円
		介護予防支援費等を算定し、初回加算及び委 託連携加算を算定するとき	220 円

※利用料については、全額介護保険制度の中から支払われますので自己負担はありません。

※介護保険法改正に伴い費用が変わる場合があります。